

別表1【補助金交付申請書の必要添付書類について（個人・個人事業主用）】

必要添付書類 ◆は、必要に応じて提出いただく書類	申請区分		
	新築	既築	建売
<p>①対象システムの工事請負契約書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてお客様控えのコピーを提出してください。 ・注文者は、申請者本人となります。(建物を含む契約書の場合は、共有名義可) ・原則として設置する太陽光発電システムの購入が明確に確認できることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> * 契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。 * 建売の売買契約書等(内訳書、見積書等も含む)で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。 * 工事請負契約書の代わりとして、売買契約書又は注文書と注文請書(片方のみは不可)でも提出可能です。 * 設置する太陽電池の公称最大出力が契約書等(内訳書、見積書等も含む)で確認できることが必要です。 	要	要	要
<p>②住民票の原本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3ヶ月以内に発行された現住所の住民票の原本を提出してください。 * 県外住所の場合は、前住所の記載のある住民票としてください。 	要	要	要
<p>◆ ③建物の登記簿謄本の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅や別荘等で住民票に記載された住所以外の場所、及び集合住宅の共用部分に設置の場合は必要となります。 ・申請日から3ヶ月以内に発行された登記簿謄本の写しを提出してください。 ・申請者の住所(住民票の住所)と登記簿謄本に記載のある申請者の住所は、一致していることが必要です。 ・登記簿謄本上の所有者が2名以上の場合は、申請者以外の者の承諾書を追加提出してください。 ・建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載があることが、交付決定の条件となります。 ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。 		住民票住所以外に設置の場合に必要	
<p>④県税の完納証明書(「県税に滞納がないこと」が記載されている納税証明書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3ヶ月以内に発行された県税の完納証明書の原本を提出してください。 * 県外居住者についても発行しています。 ・香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターで発行しています。(62ページの地図をご参照ください。) ・証明手数料は1通につき400円(香川県証紙)です。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県 	要	要	要

<p>証紙をご準備いただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他証明書発行については香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターにお問い合わせください。 			
<p>⑤個人住民税の完納証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、42、43ページ(2枚1組)の証明願を市町の税務担当窓口へ提出し、発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。(これに代えて市町による様式にて証明する場合があります。) ・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。 ・証明書が県内市町で発行できない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる申請日から3ヶ月以内に発行された住民票又は戸籍の附票(複数回転居・転出の場合)をご提出いただく必要があります。 	要	要	要
<p>◆ ⑥消費税(地方消費税を含む)の納税証明書(その3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社・本店所在地の税務署で、納税証明書(証明書の種類:その3、税目:消費税及び地方消費税)の発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。 ・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の税務署にお問い合わせください。 	個人事業主の場合に必要		
<p>◆ ⑦個人住民税の特別徴収実施確認書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・44ページの特別徴収実施確認書を、主たる事業所が所在する市町の税務担当窓口へ提出して、確認を受けてください。 ・申請日から3ヶ月以内に発行された個人住民税の特別徴収実施確認書の原本を提出してください。 	個人事業主の場合に必要		
<p>◆ ⑧事業申告書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主(青色申告者・白色申告者)場合は、提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> * 電灯契約者(電力受給契約予定者)名が個人事業登録している屋号の場合は、申請者と電灯契約者(電力受給契約予定者)が同一であることを証明するために必要です。 * 青色申告者の場合、直近の会計年度に税務署へ提出した「青色申告決算書」のコピーを提出してください。 * 白色申告者の場合、直近の会計年度に税務署へ提出した「収支内訳書」のコピーを提出してください。 * 新たに事業を開始された方は、管轄の税務署に届け出た「個人事業の開廃業等届出書」のコピーを提出してください。 	個人事業主の場合に必要		
<p>◆ ⑨その他必要となる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。 	上記以外で、補助金の交付決定を行うために必要な書類がある場合		
<p>コピー資料の提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー資料は、その原本の記載内容及び印影がはっきりと確認できるものを提出してください。はっきりと確認できない場合は、書類不備として受け付けません。 			

別表2【補助金交付申請書の必要添付書類について（法人・管理者用）】

必要添付書類 ◆は、必要に応じて提出いただく書類	申請区分		
	新築	既築	建売
<p>①対象システムの工事請負契約書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてお客様控えのコピーを提出してください。 ・注文者は、申請者本人である法人となります。（建物を含む契約書の場合は、共有名義可） ・原則として設置する太陽光発電システムの購入が明確に確認できることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> * 契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類（内訳書、見積書等）を添付してください。 * 建売の売買契約書等（内訳書、見積書等も含む）で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。 * 工事請負契約書の代わりとして、売買契約書又は注文書と注文請書（片方のみは不可）でも提出可能です。 * 設置する太陽電池の公称最大出力が契約書等（内訳書、見積書等も含む）で確認できることが必要です。 	要	要	要
<p>◆ ②会社謄本の原本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人が申請を行う場合に、提出してください（現在事項証明書でも構いません）。 ・申請日から3ヶ月以内に発行された会社謄本の原本を提出してください。 	法人の場合に必要		
<p>◆ ③管理規約と管理者を選任したことが確認できる資料と対象システム設置議決時の議事録のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分譲集合住宅で、区分所有法に規定する管理者として申請する場合に必要。 <ul style="list-style-type: none"> * 管理規約は「区分所有等に関する法律」に基づき定められたものであること。 ・管理組合法人の場合は、上記書類の代わりに法人登記簿謄本（原本）と対象システム設置議決時の議事録のコピーを提出してください。 	管理組合法人、区分所有法に規定する管理者の場合に必要		
<p>④建物の登記簿謄本の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3ヶ月以内に発行された登記簿謄本の写しを提出してください。 ・建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載があることが、交付決定の条件となります。 ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。 		要	

<p>⑤県税の完納証明書(「県税に滞納がないこと」が記載されている納税証明書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3ヶ月以内に発行された県税の完納証明書の原本を提出してください。 ・香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターで発行しています。(62ページの地図をご参照ください。) ・証明手数料は1通につき400円(香川県証紙)です。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙をご準備いただく必要があります。 ・その他証明書発行については香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターにお問い合わせください。 	要	要	要
<p>◆ ⑥個人住民税の完納証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、42、43ページ(2枚1組)の証明願を市町の税務担当窓口へ提出し、発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。(これに代えて市町による様式にて証明する場合があります。) ・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。 ・証明書が県内市町で発行ができない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる住民票又は戸籍の附票(複数回転居・転出の場合)をご提出いただく必要があります。 	区分所有法に規定する管理者の場合に必要		
<p>◆ ⑦消費税(地方消費税を含む)の納税証明書(その3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社・本店所在地の税務署で、納税証明書(証明書の種類:その3、税目:消費税及び地方消費税)の発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。 ・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の税務署にお問い合わせください。 	法人の場合に必要		
<p>◆ ⑧個人住民税の特別徴収実施確認書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・44ページの特別徴収実施確認書を、主たる事業所が所在する市町の税務担当窓口へ提出して、確認を受けてください。 ・申請日から3ヶ月以内に発行された個人住民税の特別徴収実施確認書の原本を提出してください。 	法人の場合に必要		
<p>◆ ⑨その他必要となる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。 	上記以外で、補助金の交付決定を行うために必要な書類がある場合		
<p>コピー資料の提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー資料は、その原本の記載内容及び印影がはっきりと確認できるものを提出してください。はっきりと確認できない場合は、書類不備として受け付けません。 			

別表3【補助金実績報告書の必要添付書類について（個人・個人事業主用）】

必要添付書類 ◆は、必要に応じて提出いただく書類 ※「補助事業者」とは、この補助金の申請者本人のことを指します。	報告区分		
	新築	既築	建売
◆ ①住民票の原本 ・住所が、補助金交付申請時や補助金変更承認申請時に提出した住所から変更になった場合は、提出日から3ヶ月以内に発行された現住所の住民票の原本を提出してください。 *住所を変更した日付が記載されたものであること。	住所が、申請時や変更承認申請時に提出したのから変更になった場合に必要		
②領収書のコピー ・対象システムに関する金額が全て含まれるものを提出してください。 ・発行者の印、及び収入印紙を貼付の上、消印を行ってください。 *対象システムを「立替払」で購入の場合は専用の領収書見本（48ページの設置費に関する領収書見本）がありますので、それを基に作成の上、コピーを2部用意してください。 その際、原本を補助事業者に渡し、コピーの1部を県に提出、もう1部は販売店の控えとして保管してください。 *振込による支払の場合も、必ず領収書を提出してください。振込依頼書の控え等は、領収書の代わりにはなりません。 *割賦による支払（ローン）や立替払（クレジット）等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。ローンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わりにはなりません。	要	要	要
③電力受給契約確認書のコピー *各電力会社により名称が異なりますので、ご注意ください。 *電力受給開始日が交付決定日以降になっている必要があります。 *電力受給契約確認書により電力受給開始日が確認できない場合は、その日が確認できる電力会社発行の書類を添付してください。	要	要	要
④出力対比表の原本 ・原則としてメーカー発行のものを提出してください。 ○発行の無いメーカーの場合 ・県の定めた書式例（45ページ参照）と製造番号票等のコピーの提出が必要です。書式例に沿って、型式ごとに1枚ずつ作成してください。 ・1枚目には測定出力の合計値等を記載し、作成者の会社名／支店・営業所名、代表者の職名・氏名を記入の上、代表者印（角印でも可）を押印してください。 ・製造番号票等（型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの）のコピーは、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付してください。別紙とする場合はコピー1枚毎に補助事業者名を記載してください。 *特に施工時等に製造番号票等の紛失が無いようご注意ください。証明できない場合、補助金の交付ができなくなることがあります。 *製造番号票をコピーする場合は、すべての製造番号・出力値が写っていること。（製造番号票については、原本を提出していただく必要はありません）	要	要	要

<p>◆ ⑤建物の登記簿謄本の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3ヶ月以内に発行された登記簿謄本の写しを提出してください。 ・建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載があることが、交付決定の条件となります。 ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。 	住民票 住所以外に設置の場合に必要		住民票 住所以外に設置の場合に必要
<p>⑥太陽電池モジュールを設置した建物全体写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールを設置した建物の全体が分かるもの。 ＊太陽電池モジュールを設置した建物に連系点がある場合は、建物全体写真は1枚でも可。 	要	要	要
<p>⑦太陽電池モジュールの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として設置した太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの(屋根面ごとに必要)。 ・写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、互いの写真の位置関係が分かるようにしてください。 ・すべての太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合は、写真に加え、補足資料としてシステム配置図を提出してください(一部分でもモジュール面が写っている写真は必須)。 ・集合住宅(各戸連系)の場合は、各戸のシステムが分かるように写真に記載の上、システム配置図を提出してください。 	要	要	要
<p>◆ ⑧システム(モジュール)配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑦の設置写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合、設置写真と併せて提出してください。 ・集合住宅に設置の場合は必須。 ＊系統が分かるように明示したものを提出してください。 	写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合及び集合住宅の場合に必要		
<p>⑨連系点(屋内分電盤の設置場所)の建物全体写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連系点となっている建物の全体が分かる写真。(機器類と一緒に写っている必要はありません) ＊太陽電池モジュールを設置した建物に連系点がある場合は、建物全体写真は1枚でも可。 	要	要	要
<p>⑩パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式名及び製造番号が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれかを提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること) ＊上記の写真又は書類で、型式名、製造番号が明確に分かること。 	要	要	要

<p>◆ ⑪対象システムの工事請負契約書(変更)のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてお客様控えのコピーを提出してください。 ・注文者は、申請者本人である法人となります。(建物を含む契約書の場合は、共有名義可) ・原則として設置する太陽光発電システムの購入が明確に確認できることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> * 契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。 * 建売の売買契約書等(内訳書、見積書等も含む)で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。 * 工事請負契約書の代わりとして、売買契約書又は注文書と注文請書(片方のみは不可)でも提出可能です。 	<p>対象システムが、申請時や変更承認申請時に提出したものから変更となり、変更契約書を締結した場合に必要</p>
<p>◆ ⑫その他必要となる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額の確定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。 	<p>上記以外で、補助金の額の確定を行うために必要な書類がある場合</p>
<p>○写真の提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真はカラー写真、カラー印刷にて提出してください。 ・デジタルカメラの写真の場合は、A4サイズでカラー印刷し、交付決定番号、補助事業者名を記入の上、提出してください。 ・紙焼き写真の場合は、写真の裏面に交付決定番号、補助事業者名を記入の上、A4サイズの用紙に貼り付けてください。また、その用紙にも交付決定番号、補助事業者名を記入の上、提出してください。 <p>○コピー資料の提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー資料は、その原本の記載内容及び印影がはっきりと確認できるものを提出してください。はっきりと確認できない場合は、書類不備として受け付けません。 	

別表4【補助金実績報告書の必要添付書類について（法人・管理者用）】

必要添付書類 ◆は、必要に応じて提出いただく書類 ※「補助事業者」とは、この補助金の申請者本人のことを指します。	報告区分		
	新築	既築	建売
<p>①領収書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象システムに関する金額が全て含まれるものを提出してください。 発行者の印、及び収入印紙を貼付の上、消印を行ってください。 *対象システムを「立替払」で購入の場合は専用の領収書見本（48ページの設置費に関する領収書見本）がありますので、それを基に作成の上、コピーを2部用意してください。 その際、原本を補助事業者へ渡し、コピーの1部を県に提出、もう1部は販売店の控えとして保管してください。 *振込による支払の場合も、領収書の発行が必要となります。振込依頼書の控え等は、領収書の代わりにはなりません。 *割賦による支払（ローン）や立替払（クレジット）等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。ローンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わりにはなりません。 	要	要	要
<p>②電力受給契約確認書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> *各電力会社により名称が異なりますので、ご注意ください。 *電力受給開始日が交付決定日以降になっている必要があります。 *電力受給契約確認書により電力受給開始日が確認できない場合は、その日が確認できる電力会社発行の書類を添付してください。 	要	要	要
<p>③出力対比表の原本</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則としてメーカー発行のものを提出してください。 ○発行の無いメーカーの場合 県の定めた書式例（45ページ参照）と製造番号票等のコピーの提出が必要です。書式例に沿って、型式ごとに1枚ずつ作成してください。 1枚目には測定出力の合計値等を記載し、作成者の会社名／支店・営業所名、代表者の職名・氏名を記入の上、代表者印（角印でも可）を押印してください。 製造番号票等（型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの）のコピーは、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付してください。別紙とする場合はコピー1枚毎に補助事業者名を記載してください。 *特に施工時等に製造番号票等の紛失が無いようにご注意ください。証明できない場合、補助金の交付ができなくなることがあります。 *製造番号票をコピーする場合は、すべての製造番号・出力値が写っていること。（製造番号票については、原本を提出していただく必要はありません） 	要	要	要

<p>◆ ④建物の登記簿謄本の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3ヶ月以内に発行された登記簿謄本の写しを提出してください。 ・建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載があることが、交付決定の条件となります。 ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。 	要	要	要
<p>◆ ⑤実績報告時に報告を行う「区分所有法に規定する管理者」を選任したことが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分譲の集合住宅で区分所有法に規定された管理者が、新たに選任されたことが確認できる議事録等の資料。 		申請時に申告した管理者を変更する場合に必要	
<p>⑥太陽電池モジュールを設置した建物全体写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールを設置した建物の全体が分かるもの。 ＊太陽電池モジュールを設置した建物に連系点がある場合は、建物全体写真は1枚でも可。 	要	要	要
<p>⑦太陽電池モジュールの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として設置した太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの(屋根面ごとに必要)。 ・写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、互いの写真の位置関係が分かるようにしてください。 ・すべての太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合は、写真に加え、補足資料としてシステム配置図を提出してください(一部分でもモジュール面が写っている写真は必須)。 ・集合住宅(各戸連系)の場合は、各戸のシステムが分かるように写真に記載の上、システム配置図を提出してください。 	要	要	要
<p>◆ ⑧システム(モジュール)配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑦の設置写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合、設置写真と併せて提出してください。 ・集合住宅に設置の場合は必須。 ＊系統が分かるように明示したものを提出してください。 	写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合及び集合住宅の場合に必要		
<p>⑨連系点(屋内分電盤の設置場所)の建物全体写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連系点となっている建物の全体が分かる写真。(機器類と一緒に写っている必要はありません) ＊太陽電池モジュールを設置した建物に連系点がある場合は、建物全体写真は1枚でも可。 	要	要	要
<p>⑩パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式名及び製造番号が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれかを提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること) ＊上記の写真又は書類で、型式名、製造番号が明確に分かること。 	要	要	要

<p>◆ ⑪対象システムの工事請負契約書(変更)のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてお客様控えのコピーを提出してください。 ・注文者は、申請者本人である法人となります。(建物を含む契約書の場合は、共有名義可) ・原則として設置する太陽光発電システムの購入が明確に確認できることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> * 契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。 * 建売の売買契約書等(内訳書、見積書等も含む)で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。 * 工事請負契約書の代わりとして、売買契約書又は注文書と注文請書(片方のみは不可)でも提出可能です。 	<p>対象システムが、申請時や変更承認申請時に提出したものから変更となり、変更契約書を締結した場合に必要</p>
<p>◆ ⑫その他必要となる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額の確定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。 	<p>上記以外で、補助金の額の確定を行うために必要な書類がある場合</p>
<p>○写真の提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真はカラー写真、カラー印刷にて提出してください。 ・デジタルカメラの写真の場合は、A4サイズでカラー印刷し、交付決定番号、補助事業者名を記入の上、提出してください。 ・紙焼き写真の場合は、写真の裏面に交付決定番号、補助事業者名を記入の上、A4サイズの用紙に貼り付けてください。また、その用紙にも交付決定番号、補助事業者名を記入の上、提出してください。 <p>○コピー資料の提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー資料は、その原本の記載内容及び印影がはっきりと確認できるものを提出してください。はっきりと確認できない場合は、書類不備として受け付けません。 	